第1回公文書管理のあり方検討委員会

平成 31 年 3 月 27 日 (水) 第 3 号館 第 7 委員会室

1 文書事務(決裁手続等)の電子化・文書の電子化

現状では、紙文書により協議、決裁等をし、紙文書として保存する事務処理が多く、決裁手続等の文書事務の電子化、保存文書の電子化の割合は、高いとはいえない。

(1) 紙決裁であれ電子決裁であれ、通知書等に文書番号を付してこれを施行する必要がある場合には、文書管理システムにより付される文書番号を得るために、決裁文書をシステムに登録する。

しかし、通知書等の施行を要しない場合や事実上の協議文書については、「文書番号を得る」というインセンティブが働かないため、文書管理システムが利用されないことが多い。

- (2) 文書管理システムに登録された文書のうち、同システムで電子決裁がされたものは9%であり、電子決裁の利用率は低い。
- (3) 文書をパソコンで作成するとしても、決裁、協議等は紙に出力した文書で行う多いため、すべての文書を電子化しようとすると、決裁、協議等を経た文書をもう一度PDF化するなどの電子化工程が必要になってしまう。
- (4) 文書の電子化のコストは、今ではほぼゼロと言ってもよいぐらいに、技 術的には進んでいるし、公文書がそもそも電子化に馴染まないというわけ ではないが、どの文書を公文書として電子化して残すのかというルールを 明確にしなければならない。

第2回検討委員会の課題

紙文書とシステムによる事務処理の実例を提示する。

- 1 文書管理システムによる電子決裁(添付・PDF等電子文書)の処理画面 (実例)弁護士報酬支払
- 2 文書管理システムによる電子決裁 + 添付・紙文書 (実例)訴訟期日報告(大部な書証、大判な図面等 添付紙文書が大きなもの)
- 3 紙の公文書
 - (1) 決裁文書
 - ア 施行文書があり、文書管理システムに登録し、文書番号を付したもの
 - イ 施行文書がなく、文書管理システムに登録せず、文書番号がないもの
 - (2) 協議文書・会議資料

2 作成すべき文書・公文書性

(1) 現行の文書管理制度(文書管理規則等)は、決裁文書というフォーマルな文書を対象として規定されている。

実際には、決裁という形式ではなく、紙の文書で協議をしながら仕事を 進めたり、決裁を経る場合でも、起案文書を作成する以前に事実上の協議を 行うことが多いので、そういった事実上の協議文書の公文書性(どこまでを 公文書として保存すべきなのか)こそ問題である。

(2) 条例案の文言の濃淡はどうあれ、今後の議論は、国の「行政文書の管理に関するガイドライン」や各行政機関の行政文書管理規則などを考える材料として、どのような文書を公文書として作成すべきなのかという議論に収束していくべきだろう。

国のガイドラインなどは、「至れり尽くせり」というぐらいに、作成すべき文書について書き込んである。

(3) 施策の協議、予算査定、条例の立案等において、協議は繰り返し行われ、その都度資料の内容は変化し、日々作成される資料は膨大である。

その全てを残すことは物理的に不可能だし、その意義もないと思うが、 それでは最終的な結論部分だけでよいのかという疑問もある。

鳥取県では、予算査定資料について、課長、部長等の各査定段階のもの を公文書として保存し、公表しているようなので、それも参考に、どこまで 残すのか議論すべきである。

第2回検討委員会の課題

政令-行政文書の管理に関するガイドラインの考え方 事務ごとの作成すべき文書とそのレコードスケジュール

鳥取県の予算査定文書

3 文書ファイル管理簿と検索資料

- (1) 一般の利用に供すべき「公文書の検索に必要な資料」(情報公開条例第34条)といえるのは、現行では、文書管理システムに登録された文書の表題を公開している公文書目録検索システムだけである。文書管理システムを利用しない紙文書ファイルや他のシステムによる電子文書の情報は提供できていない。
- (2) 国の行政文書ファイル管理簿を参考に、紙文書ファイルの管理簿をどのようなものにするか、文書管理システム以外のシステムで管理している文書情報についてはどうするか、考える必要がある。

第2回検討委員会の課題

国の行政文書ファイル管理簿、先行都県

4 条例

(1) 目的規定

国の公文書管理法と情報公開法、先行都県における公文書管理条例と情報公開条例の目的規定を比較の上検討する。

格調高く (「民主主義の根幹を支える」、「知る権利」、「将来の県民」に対する説明 責任 等)。

第2回検討委員会の課題

法と先行条例、公文書管理・情報公開法令の目的規定の比較表

(2) 第三者機関

文書の廃棄について第三者機関を関与させる仕組みを設けている県もあり、実態を調べる必要がある。

今回の条例制定は当面の目標であり、文書管理制度は、今後も充実が図られていくべきものと考えるので、今後のためにも、文書管理制度に関与する第三者機関は、当初から設けておくべきだ。

第2回検討委員会の課題

国と先行都県の第三者機関に関する比較表